

# ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス マンスリーニュース

～ マイナカードで健康保険証 / 事務トピックス ～

2023 / 4 / 27 294号

ワンズオフィス社 労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社 労士 大関ひろ美  
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



## I. マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

- ① マイナンバーカード（以下ではマイナカードといいます）を健康保険証として利用できる医療機関と処方箋薬局が増えてきています。令和5年4月からは医療機関等でのシステム導入が義務付けられたため順次導入が進んでいるようです。皆様が、かかりつけの病院などでポスターや、マイナカードの読み取り機をご覧になる機会が増えてくると思います。
- ② マイナカードを健康保険証として利用すると、医療機関等に受診したときご自身の投薬履歴等の提供に同意すると、情報を確認した上で診断や投薬が行われるため総合的な診断や投薬の重複を避けることができるメリットがあります。また、わずかの差ですがマイナカードで受診や投薬を受けると窓口で払う自己負担が安くなります。本年の12月までの自己負担は、初診で12円・再診で6円・薬の処方で9円安く設定されています。
- ③ 限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担額減額認定証は、従来はご本人が加入している保険者（協会けんぽや健保組合）に事前申請と証書交付をうける必要がありましたが、今後オンライン資格確認が導入された医療機関では、原則として、申請なしに限度額が適用されます。

## II. 被保険者の資格取得・喪失や被扶養者の認定手続きは

- ① 入社や退職時、又は扶養関係の事業主が届け出る手続きについては、これまでと同じで変わりはありません。  
資格取得届・喪失届や、被扶養者異動届を年金機構経由で協会けんぽ等の保険者へ届け出る必要があります。その届出が受理されるとマイナカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書経由で加入する保険者が変わったことなどの事務処理につながっていきますので、被保険者本人がマイナカードを使って手続きをする必要はありません。よって加入する保険者が変わっても引き続きマイナカードを保険証として使えます。
- ② 現在手元にある健康保険証は引き続き使用できますが、今後は廃止される方向で動いています。健康保険証の交付が廃止されるまでは、資格取得届や扶養異動の認定が受理されると健康保険証が発行されますし、退職などで不要になった健康保険証を回収する事務が続きます。
- ③ マイナカードを健康保険証として使い始めるには、初めに利用登録が必要です。ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリや市区町村の窓口、セブン銀行のATMからも事前に利用

登録が可能です。事業主様は、社員にマイナカードの健康保険証利用登録を聞かれた際は、お勧めいただけます。

医療機関等はマイナンバーを利用せず IC チップ内の利用者証明用電子証明を利用するようです。で、マイナンバーが漏れることはなく、以上のようにきちんと運用がされると便利になる制度となります。そこで心配なのは、マイナンバーカードを持ち歩くことが紛失につながるおそれです。

私事ですが、先月クレジットカードをランニング中に代々木公園内で落としました。（拾得した親切な人が管理事務所へ届けて下さり無事戻ってきましたので、これを読んで心配いただいた皆様、ご安心ください。）カード類は、置き忘れや落としてしまったり、または大事にしまい込んで保管した場所そのものを忘れてしまったりした経験がどなたもあると思いますので、十分注意をしなければなりません。

なお、4月16日現在のマイナカードの保険証利用登録件数は人口の約47%で57,985,506件です。

### Ⅲ. 賃上げ情報

賃金の昇給・ベースアップは企業規模で差があるものの、昨年より高い水準になっているようです。結果について各機関が出している資料を紹介します。

機 関 名 等	賃上げ率	その他の値	
東京都産業労働局春季調査速報(回答 151 件) <a href="https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/chousa/youkyu-daketsu/chingin03.html">https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/chousa/youkyu-daketsu/chingin03.html</a>	3.09%	平均賃金 323,125 円	平均年齢 40.7
連合春季生活闘争第4回集計(3,066組合 定期昇給込み)	3.69%	賃上げ額 11,022 円	うち300人未満の中小組合の賃上げ3.36% 8,456円
国民春闘共闘（全労連、純中立労組懇、地方共闘などで構成回答944組合単純平均値） <a href="https://www.zenroren.gr.jp/jp/syuntou/2023/data/2023_19.pdf">https://www.zenroren.gr.jp/jp/syuntou/2023/data/2023_19.pdf</a>	2.42%	賃上げ額 6,456 円	賃上げ加重平均値は 6,070円

### Ⅳ. 5月の事務トピックス

#### ① 労働保険料概算確定申告

6月初め頃までに労働局から封書で申告書が届く予定です。

2022年度は、年度途中で雇用保険料がUPしましたので、前半と後半を別々に集計して各々の保険料率をかけて計算する書式となっています。

#### ② 社会保険算定基礎届

6月中までに年金機構や健保組合から封書が届く予定です。2023年4月～2023年6月に支払った賃金を確認しておきましょう。

\* ①～②の事務を当方へ委任されている企業様は郵送で届いた資料をお渡しください。受け渡し方法などはメールにPDFを添付いただくことを予定しており個別にご連絡いたします。